



憲法改正案 (乙案)

「大日本帝國憲法」ヲ「日本國憲法」ニ改ム
「臣民」ヲ「國民」ニ改ム
「帝國議會」ヲ「國會」ニ改ム

此等改正

第一條

(A案) (第一條) 日本國ハ萬世一系ノ天皇統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

(第四條) 削除

(B案) (第一條) 日本國ノ統治權ハ萬世一系ノ天皇之ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

(第四條) 削除

(C案) (第一條) 日本國ハ君主國トシ萬世一系ノ天皇ヲ以テ君主トス

(D案) (第一條) 天皇ハ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

(E案) (第一條) 日本國ハ萬世一系ノ天皇之ニ君臨ス

(F案) (第一條) 天皇ハ此ノ憲法ノ條規ニ依リ統治權ヲ行フ

第二條

第三條

(A案) 天皇ハ統治權ヲ行フニ付責ニ任スルコトナシ

(第二項) 天皇ノ一身ハ侵スヘカラス

(B案) 天皇ハ國ノ元首ニシテ侵スヘカラス

(C案) 天皇ノ一身ハ侵スヘカラス

(D案) (前掲第一條參照)

第五條 現狀

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布ヲ命ス

第七條 天皇ハ國會ヲ召集シ其ノ開會閉會及停會ヲ命ス

天皇ハ衆議院ノ解散ヲ命ス但シ同一事由ニ基ヅキ重ネテ解散ヲ命スルコトヲ得ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ國會閉會ノ場合ニ於テ國會常置委員會ニ諮詢シ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ國會ニ提出スヘシ若國會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ此ノ憲法ニ於テ法律ヲ以テ定ムヘキモノトシタル事項ニ關ル場合ヲ除ク外行政ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第一〇條 天皇ハ官吏ヲ任免ス

第一一條 削除

第一二條 削除

第一三條 天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結ス但シ此ノ憲法ニ於テ法律ヲ以テ定ムヘキモノトシタル事項ニ關ル條約又ハ國ニ重大ナル義務ヲ負ハシムル條約ノ締結ハ國會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ國會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ國會常置委員會ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ次ノ國會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

條約ハ公布ニ依リ法律ノ效力ヲ有ス

第一四條 削除

第一五條 天皇ハ榮典ヲ授與ス

第一六條 現狀

第一七條 現狀

第二章 國民權利義務

第一八條 現狀

第一九條 日本國民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク公務ニ參與スルコトヲ得

第二〇條 削除

第二一條 現 狀

第二二條 日本國民ハ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

公益ノ爲必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二三條 現 狀

第二四條 現 狀

第二五條 日本國民ハ其ノ住所ヲ侵サルルコトナシ

公益ノ爲必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二六條 日本國民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

公安ヲ保持スル爲必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二七條 現 狀

第二八條 日本國民ハ信教ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル爲必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二九條 日本國民ハ言論出版集會及結社ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル爲必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三〇條 日本國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三〇條ノ二 日本國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ權利

及義務ヲ有ス

第三〇條ノ三 日本國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ勤勞ノ權利及義務ヲ

有ス

第三〇條ノ四 日本國民ハ本章ニ掲ケタルモノノ外凡テ法律ニ依ラス

シテ其ノ自由及權利ヲ侵サルルコトナシ

第三一條 削 除

第三二條 削 除

第三章 國 會

第三三條 國會ハ衆議院參議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三四條

(A案) 衆議院ハ法律ノ定ムル所ニ依リ普通平等直接及秘密ノ原則ニ從ヒ選舉セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(B案) 衆議院ハ法律ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組

織ス

第三五條

(A案) 參議院ハ法律ノ定ムル所ニ依リ職域地域及學識經驗ニ據リ選
舉又ハ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(B案) 參議院ハ法律ノ定ムル所ニ依リ職域及地域ヲ代表スル者並ニ
學識經驗アル者ヨリ選舉又ハ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(C案) 參議院ハ法律ノ定ムル所ニ依リ選舉又ハ勅任セラレタル議員
ヲ以テ組織ス

第三六條 現 狀

第三七條 現 狀

第三八條 現 狀

第三九條 現 狀

第三九條ノ二 衆議院ニ於テ引續キ三回其ノ總議員三分ノ二以上ノ多

數ヲ以テ可決シテ參議院ニ移シタル法律案ハ參議院ノ議決アルト否
トヲ問ハス國會ノ協賛ヲ得タルモノトス

第四〇條 現 狀

第四一條 現 狀

第四二條 國會ノ會期ハ三箇月以上トシ勅命ヲ以テ之ヲ定ム

必要アル場合ニ於テハ勅命又ハ國會ノ議決ヲ以テ之ヲ延長スルコト
ヲ得

第四三條 臨時ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

兩院院ノ議員ハ各々其ノ院ノ總議員三分ノ一以上ノ贊成ヲ得テ臨時
會ノ召集ヲ求ムルコトヲ得

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル必要アル場合ニ於テハ勅命又ハ
國會ノ議決ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得

第四四條 國會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘ
シ

國會開會中ニ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ參議院ハ同時ニ閉會ス

第四五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ三個月以内ニ臨時會ヲ召集スヘシ但シ其ノ期間内ニ常會ヲ召集スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四六條 現 狀

第四七條 現 狀

第四八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四九條 現 狀

第五〇條 現 狀

第五一條 現 狀

第五二條 現 狀

第五三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ會期前ニ逮捕セラ

レタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ會期中之ヲ釋放スヘシ

第五四條 現 狀

第五四條ノ二 國會ニ議院法ノ定ムル所ニ依リ常置委員會ヲ置ク

第四章 國務大臣

第五五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

(第三項) 國務大臣ハ衆議院ニ於テ不信任ヲ議決セラレタルトキハ解散アリタル場合ヲ除ク外其ノ職ニ留ルコトヲ得ス

第五五條ノ二 國務各大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス

内閣ノ官制ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五六條 削 除

第五 司法

第五七條 現 狀

第五八條 現 狀

第五九條 現 狀

第六〇條 現 狀

第六一條

(A案) 行政事件ニ關ル訴訟ハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ司法裁判所ノ管轄ニ屬ス

(B案) (第五七條第二項) 行政事件ニ關ル訴訟ハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ管轄ニ屬ス

第六章 會計

第六二條 現 狀

第六三條 現 狀

第六四條

(第一項) 現 狀

(第二項) 削 除

第六五條

(第一項) 現 狀

(第二項) 參議院ハ衆議院ヨリ移シタル豫算ニ付増額ノ修正ヲ爲ス
又トキ得ス

第六六條 皇室内廷ノ經費ハ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ増額ヲ要スル場合ヲ除ケ外議會ノ承認ヲ要セス

第六七條 「憲法上ノ大權ニ基ツケル制定ノ歳出及」ヲ削ル

第六八條 現 狀

第六九條

(第一項) 現 狀

(第二項) 豫備費ヲ以テ總算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルハ國會常置委員會ノ諮詢ヲ經ヘシ

(第三項) 豫備費ヲ支出シタルトキハ毎日國會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第七〇條

(第一項) 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ國會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ國會常置委員會ニ諮詢シ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(第二項) 同 狀

第七一條

(A案)

(第一項) 豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ三箇月以内ヲ限り一箇月ニ付前年度ノ豫算ノ十二分ノ一ノ節度内ニ於テ暫定豫算ヲ調製シ之ヲ施行スヘシ此ノ場合ニ於テハ速ニ暫定豫算ニ定ムルモノヲ除キ其ノ年度ノ豫算ヲ調製シ國會ノ同意ヲ經ヘシ

(第二項) 暫定豫算ハ之ヲ前項ノ國會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(B案)

(第一項) 會計年度開始前ニ豫算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ會計法ノ定ムル所ニ依リ暫定豫算ヲ調製シ豫算成立ニ至ル迄之ヲ施行スベシ

(第二項) 前項ノ場合ニ於テ帝國議會中ナルトキハ速ニ之ヲ召集シ其ノ年度ノ豫算ヲ提出スベシ

第七二條 電 狀

第七章 補 則

第七三條

(第一項) 同 狀

(第二項) 兩議院ノ議員ハ各々總議員三分ノ一以上ノ贊成ヲ得テ憲法改正ノ議案ヲ發議スルコトヲ得

(第三項) 前二項ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々總議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議決ヲ開クコトヲ得出席議員三分ノ二以上ト多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(第四項) 天皇ハ國會ノ議決シタル憲法改正ヲ裁可シ其ノ公布ヲ命
ス

第七四條 現 狀

第七五條 削 除

第七六條 現 狀

裏面白紙